

(第5-3 届出事務の整理)

養成施設の変更に伴う届出

届出の内容	厚生労働大臣	都道府県知事
養成施設の名称、所在地	○	○(写し)
設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあっては、その名称、主たる事務所所在地並びに代表者の住所及び氏名）	○	○(写し)
養成施設の長の氏名	○	○(写し)
教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別		○
学級数		○
入所資格	○	○(写し)
入所の時期	○	○(写し)
修業期間、	○	○(写し)
教科課程ごとの実習を含む総授業時間数	○	○(写し)
入学科、授業料及び実習費の額		○
実習のモデルとなる者の選定その他実習の実施の方法		○
建物の位置及び構造の概要（定員の変更を除く）		○
通信課程における授業の方法	○	○(写し)
通信課程における課程修了の認定方法	○	○(写し)
通信課程における通信教材の内容	○	○(写し)

4 生徒の定員変更を伴わない構造設備の変更について

養成施設の所在地の移転する場合は届け出こととしているが、移転した施設の構造設備が基準に適合せず、再度、改修工事を行う事態が生じている場合があるため、構造設備を変更する場合は、承認又は事前の届出とする必要があるのではないか。

【現行制度】

生徒の定員を伴わない構造設備の変更又は養成施設の所在地の移転に伴う構造設備の変更をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣へ届出なければならない。(平成10年省令・通知)

【ポイント】

設置者の負担の増加につながらないか

【検討の方向】

養成施設の所在地を変更するときは、従来どおり、厚生労働大臣に届け出るものとするが、新たに、校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を変更する構造設備の変更については、生徒の定員に伴わない変更であっても、厚生労働大臣の承認を受けることとする旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 他資格制度

ア 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を変更しようとするときは、厚生労働大臣の承認を受けなければならぬとしているもの
(臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、救命救急士、視能訓練士、理学療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、あん摩マッサージ師、はり 師、きゅう 師、柔道整復師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士)

② 専修学校

ア 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。(学校教育法)

イ 政令で定める場合は、市町村の設置する専修学校 にあつては第一号に掲げる場合とし、私立の専修学校にあつては第一号及び第二号に掲げる場合とする。(学校教育法施行規則)

- 一 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。
- 二 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

5 定員の減に伴う厚生労働大臣の承認について

定員を変更する場合は厚生労働大臣の承認を得ることとなっているが、定員を減する場合は、教員及び構造設備の変更を伴わないとの意見があることから、負担の軽減を図るため、届出とする必要があるのではないか。

【現行制度】

指定養成施設の設立者は、当該養成施設における生徒の定員の変更をしようとするとき、又は生徒の定員を変更するための構造設備を変更しようとするときは、2か月前までに、その旨を記載した申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならぬ。（平成10年省令・通知）

【調査の概要】〔（資料2）調査結果 P72、P141〕

① 厚生局の状況

「教員に変更を生じる」とした厚生局6件（75.0%）、「構造設備に変更が生じる」とした厚生局5件（62.5%）

② 養成施設の状況

「教員又は構造設備等に変更を生じる」196件（55.2%）、「教員又は構造設備等に変更を生じない」159件（44.8%）

【ポイント】

他の資格制度においても同様の規定が設けられており、理容師及び美容師に関する制度のみを改正することが可能か。

【検討の方向】

構造設備の変更を伴わない定員の減については、厚生労働大臣の承認から届出に変更することが適當かどうか検討を進めてはどうか。

【参考】

① 他資格制度

他の資格についても同様に、生徒の定員を変更するときは厚生労働大臣の承認を得なければならないとしている

② 専修学校

ア 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。（学校教育法）

イ 学則中には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

（ア）収容定員及び職員組織に関する事項

6 変更届における学則の添付について

養成施設の変更については、その届書で内容の確認を行うことは可能であるが、学則で明確に位置付ける必要があることから、届出時に学則の添付を義務付ける必要があるのではないか。

【現行制度】

現行の規定においては、養成施設の変更等の際する添付書類には学則を添付する規定はない。

【検討の方向】

養成施設の指定に当たっては、学則の添付を求めているところであり、変更時においても、学則の記載事項の変更であれば、養成施設においては学則で明確に位置付ける必要があることから、届出時に添付を義務付ける旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 学則の記載事項（平成10年通知）

（基本事項）

設置目的、名称、位置、養成課程、修業期間、生徒定員及び学級数、入所時期、学期及び休日、教科課程及び教科課目ごとの授業時間数、入所資格、入所者の選考の方法及び入所手続、転入所、成績考查及び卒業、入学料・授業料・実習費等の費用徴収、教職員の組織

（通信課程を併設する場合）

通信養成を行い地域、添削指導のための組織等、通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する場合は、受託機関名、委託事務の範囲

② 他資格制度

変更申請書の添付資料として「学則」を義務付けているもの（調理師）

7 在学生の保護規定について

少子化等の事由に伴い入所者の減少が見込まれる中、今後、養成施設の廃止が想定されることから、養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止をする場合の入所中の生徒の処置について、省令又は告示において明確にする必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 指定養成施設の廃止については、従来届出をもって行ってきたが、養成施設の廃止はこれを任意的に行わせるときは生徒の処置等について万全を期しがたいため、今回これを厚生大臣の承認にかかるせ、もって、養成教育の円滑な運営を図ったので、指導監督にあたって遺憾のないようされたい。〈昭和30年通知〉
- ② 指定養成施設において、養成課程の一部を廃止し、又は養成施設を廃止しようとするときは、2月前までに、その旨を記載した申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならない。〈平成10年省令〉
- ③ 養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止承認申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。〈平成10年通知〉
 - ア 養成施設の名称及び所在地
 - イ 廃止の予定年月日
 - ウ 廃止の理由
 - エ 入所中の生徒の処置状況
 - オ 養成課程の一部の廃止に係る場合は、廃止後2年間の財政計画及びこれに伴う收支予算書
- ④ 養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止をする場合の入所中の生徒の処置については、原則として他の養成施設に編入所させなければならない。〈平成10年通知〉

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P73、P142〕

- ① 指導状況
 - ア 転入所について「指導している」厚生局8件(100.0%)、都道府県6件(28.6%)
 - イ 「指導に当たって問題がある」は厚生局3件(37.5%)、都道府県4件(19.0%)
- ② 養成施設の状況
他の養成施設からの転入所の受入れについて、「可能」265件(74.6%)、「不可能」68件(19.2%)
- ③ 受入れが「不可能」68件な理由は、「課目の履修内容、履修時間が異なる」18件(27.7%)

【ポイント】

既に通知で明確化しており、省令で規定する必要があるか。

【検討の方向】

養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止をする場合の在学中の生徒の編入所について、廃止の承認時の記載事項として提出させることを省令等において明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 他資格制度
在学中の生徒の処置については、多くの資格制度において、指定の取り消しを受けようとする場合の申請及び廃止の届出事項として、政令及び省令で規定している。
- ② 専修学校
専門学校の廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の廃止を含む。）の認可の申請、専修学校の分校の廃止の届出及び専修学校の学科の廃止に係る学則の変更は、それぞ

れ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに生徒の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。（学校教育法施行規則）

8 指定取消事由の追加について

養成施設においては、

- ① 養成施設側が行う試験の結果により、国家試験に合格できないと見込まれる生徒を卒業させず、高い合格率を維持
- ② 学年定員を超えた数の生徒を入所させており、全員を卒業させることができないとするとの意見があることから明確に規定に位置付け、当該養成施設に対する指導を徹底するとともに、指定を取り消す等の対処が必要ではないか。

【現行制度】

① 卒業の認定

各養成施設においては、学生が当該養成施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の授業時間数等を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる場合には、卒業を認定しなければならない。〈平成10年通知〉

② 入所定員の超過

過去から、学年定員を超えて入所させている実態があり、数次に渡り、都道府県に対し、適正な指導を徹底するよう指導してきたところである。

③ 指定の取消し

厚生労働大臣は、指定養成施設が養成施設指定の基準に適合しなくなつたと認めるとき、又はその設置者が定員の変更又は養成施設の廃止等の承認の規定に違反したときは、その指定を取り消すことができる。〈平成10年省令〉

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P75、P143〕

① 厚生局及び都道府県の状況

国家試験の自己採点を養成施設が行い、合格できないと見込まれる生徒は当該養成施設を卒業させないという意見について、「ある又は聞いたことがある」とした厚生局2件(25.0%)、都道府県2件(4.3%)

② 養成施設の状況

ア 「聞いたことがある」141件(39.7%)、「聞いたことがない」212件(59.7%)
イ 「聞いたことがある」139件の内容は、「合格率の向上を図るために」96件(68.1%)

【ポイント】

卒業の認定及び入所定員の超過について、指定取消しの対象として差し支えないか。

【検討の方向】

養成施設の指定の基準に卒業の適正な認定及び入所定員の遵守に関する規定を追加することにより、指定取消事由の対象とする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 定員に対する指導状況

ア 生徒定員は入所時点で厳守しなければならない。しかし、止むを得ない事由により超過する場合は、10%程度とすること。なお、通信課程にあつては中退者の状況等も考慮すること。〈昭和41年通知〉

② 他資格制度

卒業の認定又は入所定員の厳守を取消事由としている資格制度はない。

③ 専修学校

次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ぜることができる。

一 法令の規定に故意に違反したとき

二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき

三 6箇月以上授業を行わなかつたとき

9 広告規制について

養成課程又は養成施設の新設又は変更の申請に当たり、養成施設が行う「課程又は学校の新設」及び「生徒の募集」の広告の開始時期について何ら規定がないことから、各資格制度ごとの並びを考慮し明確にする必要があるのではないか。

【現行制度】

法令又は通知等で規定しているものはないが、運用で概ね以下のとおり実施している。

- | | |
|-----------|--------------|
| ① 新設予定の広告 | 設置計画提出後 |
| ② 学生の募集広告 | 設置計画書に基づく内示後 |
| ③ 入学試験の実施 | 設置計画書に基づく内示後 |

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P76、P144〕

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| ① 新設の広告 | 設置計画受理後 7件 (87.5%) |
| ② 学生募集の公告 | 設置計画受理後 4件 (50.0%)、設置計画内示後 4件 (50.0%) |

【検討の方向】

他の資格制度との横並び及び学校教育法との関係を考慮しつつ、「新設」又は「学生の募集」等の広告の開始時期を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- | | |
|---------|----------------------|
| ① 他資格制度 | 規定はなく運用で実施 |
| ② 専修学校 | 法令又は通知等で規定しているものはない。 |

(第5-9 広告規制)

広 告 等 の 流 れ

